

ベトナム株ファンド

足元の運用状況と今後の見通し

2025年5月14日

平素は、「ベトナム株ファンド」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
足元の運用状況と今後の見通しについてお知らせいたします。

ベトナム株式市場の下落やベトナム・ドン安から、足元の基準価額は下落

基準価額の変動要因分解（直近1ヵ月：2025年3月末～4月末）

基準価額（円）		変動額（円）	株価要因	為替要因	運用管理費用 要因等
2025/3/31	2025/4/30				
13,183	11,196	-1,987	-1,202	-767	-18

基準価額の変動要因分解（直近3ヵ月：2025年1月末～4月末）

基準価額（円）		変動額（円）	株価要因	為替要因	運用管理費用 要因等
2025/1/31	2025/4/30				
14,287	11,196	-3,091	-1,553	-1,477	-60

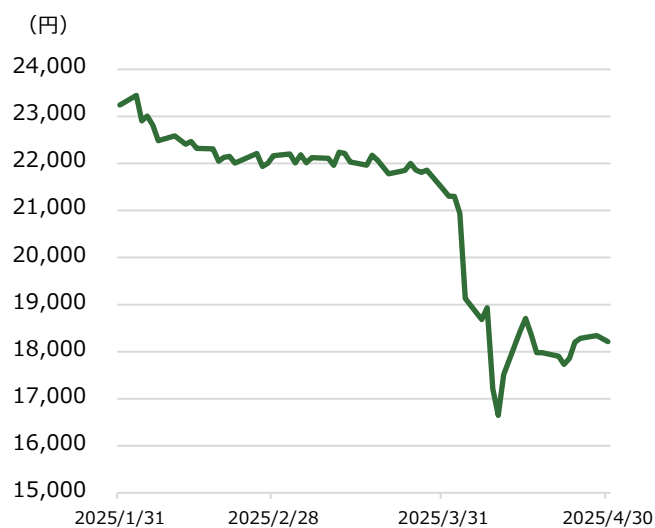
直近1ヵ月（2025年3月末～4月末）の分配金再投資基準価額*は15.1%程度の下落、直近3ヵ月（2025年1月末～4月末）の分配金再投資基準価額は21.6%程度の下落となりました。ベトナム株式市場の下落や円高ベトナム・ドン安の進行がマイナス要因となりました。

*「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています

直近3カ月のベトナム株式市場は下落しました。主として、トランプ米大統領が相互関税を発表したことを受けて、米国向けの輸出が縮小し、ベトナム経済が減速するとの懸念が広がったことがマイナス要因となりました。個別銘柄では、ITソフトウェア開発関連事業を手掛けるFPTや、宝飾品関連事業を手掛けるフーニアン・ジュエリーなどが下落しました。

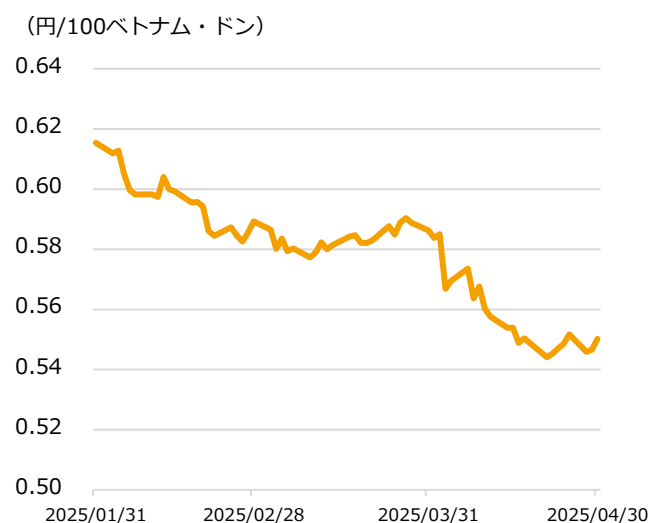
直近3カ月の為替市場では、円高ベトナム・ドン安が進行しました。トランプ米大統領による相互関税の発表を受けたベトナム景気後退懸念から、ベトナム・ドンは米ドルに対して下落しました。また、貿易摩擦や米国の景気後退を懸念して安全資産である円が買われ、円高米ドル安が進行しました。

■ 直近3カ月（2025年1月末～4月末）の分配金再投資基準価額の推移



出所：大和アセット

■ 直近3カ月（2025年1月末～4月末）のベトナム・ドンの対円での推移



出所：ブルームバーグ

足元の市場環境

ベトナム株式市場（現地：2024年12月末と2025年5月12日では）は、おおむね同水準となりました。

2024年12月末から2025年3月末にかけては、2024年通年の実質GDP成長率が市場予想を上回る前年比+7.1%の高成長を達成したことや、政府が2025年の経済目標を大きく引き上げたことなどから、上昇しました。特に、2025年の実質GDP成長率目標の引き上げ（前年比+6.5～7.0%から同+8.0%以上へ）と、公共投資予算の拡大（GDPの約8%相当まで引き上げ）は、株式市場において強く好感されました。

しかし、4月2日にトランプ米大統領が相互関税を発表したことを受けて、急落しました。高い税率の相互関税が課されることで、ベトナムの輸出金額の約3割を占める米国向けの輸出が縮小し、経済が減速するとの懸念が広がったことなどが株価の急落につながりました。

4月中旬以降は、米相互関税の上乗せ分の適用が90日間停止されたことや、米中摩擦緩和への期待が高まったことなどから反発しました。また、コンピューターやスマートフォンなどの電子製品が米相互関税の対象から除外され品目別関税の対象となったことは、電子製品が輸出総額の約3割を占めるベトナムにとってポジティブな要因となりました。ただし、急落前の水準には未だ届いておりません。

今後の見通しと運用方針

今後は、①米国との関税交渉の動向、②成長目標の達成に向けた政府のコミットメント、③FTSE株式指数での市場区分格上げ、などが株式市場における注目点です。

①米国との関税交渉の動向

ベトナム政府はいち早く米国との関税交渉に取り組んでおり、5月初旬に第一回の関税交渉が行われました。また、4月初旬に実施されたトランプ米大統領との電話会談でトー・ラム書記長（最高指導者）は対米関税の撤廃に向けた交渉の意思を示したほか、ベトナム政府は中国からの迂回輸出の取り締まりの厳格化に取り組んでいます。これらは関税協議における重要な交渉材料となると見込まれます。

②成長目標の達成に向けた政府のコミットメント

ベトナム政府は、米相互関税の発表後も高い成長目標を維持する方針を表明しており、景気対策への期待を一段と高めています。2月には2025年の公共投資予算の引き上げや付加価値税の減税措置の延長が決定されましたが、株式市場では成長目標の達成に向けた追加の景気支援策が期待されています。

③FTSE株式指数での市場区分格上げ

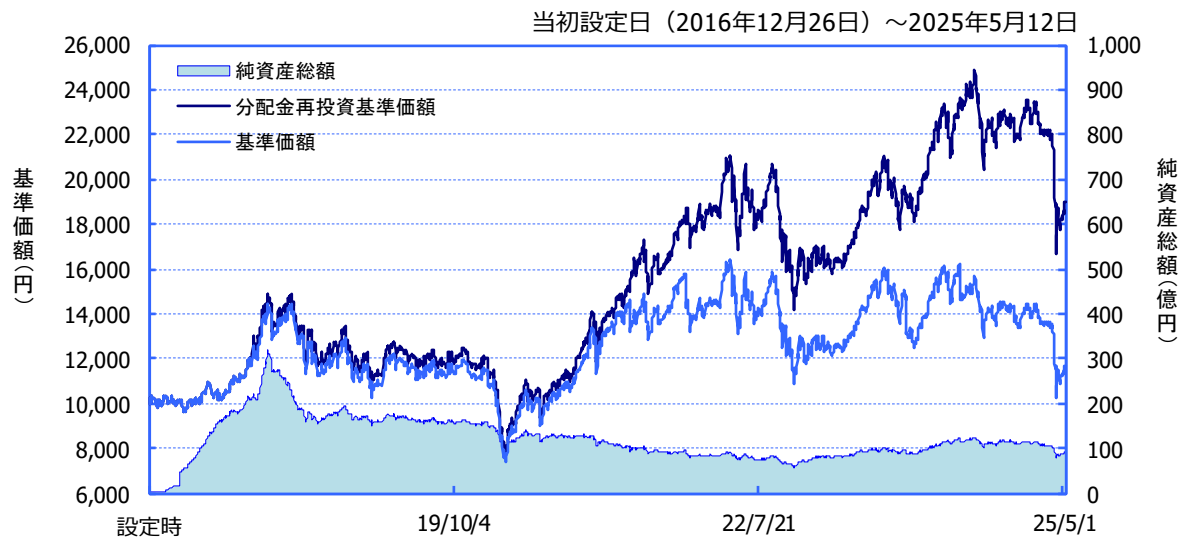
2025年の秋頃にもベトナム株式市場が同指数でフロンティア市場区分から新興国市場区分に格上げされるとの期待が高まっています。格上げが実現すれば、海外の機関投資家からの資金流入が活発となり、株式市場の支援材料になると考えられます。

当面の株式市場は、米関税政策の先行きへの思惑から不安定な動きが続く可能性もありますが、追加の景気刺激策やFTSE株式指数での市場区分格上げへの期待などが株価を下支えすると見込みます。

当ファンドは、高い潜在成長率を誇るベトナム経済の中長期的な成長を享受できるベトナム株式市場を代表する企業を中心に投資を行います。株式への投資にあたっては、経済情勢や業界動向などの分析を行うとともに、中長期の成長性を重視し、優秀な経営陣に率いられファンダメンタルズや企業統治が強固な企業を中心にポートフォリオを構築します。

■ 基準価額・純資産・分配の推移 (2025年5月12日時点)

基準価額	11,699 円
純資産総額	89億円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・ベトナムの株式等に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

- ・ベトナムの株式等に投資します。
- ・毎年 5 月 24 日および 11 月 24 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉 <u>3.3%(税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率1.793%</u> <u>(税抜1.63%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.8%
	販売会社	年率0.8%
	受託会社	年率0.03%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	①ホーチン証券取引所またはハノイ証券取引所の休業日 ②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○		○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○			
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○